

光警報装置に関する周知について

5月7日に東京消防庁 予防部様より当協会へ「光警報装置に関する周知について（依頼）」について連絡文書をいただきました。つきましては、以下について、周知すると共に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆「光警報装置の設置等に係る周知について（依頼）」（30予第157号）

URL : <https://www.ssaj.or.jp/pdfdl/hikarisochi.pdf>

◆フラッシュライトは光警報装置としては使えません。

フラッシュライトは防犯目的で犯罪企図者を威嚇するために使用するものであり、光警報装置とは使用目的の違いにより、照度や対象範囲に照射する光度、光感受性でんかん発作防止のための決められた点滅周波数、点滅同期機能等はなく、光警報装置としては使えません。

また、光警報装置は日本消防検定協会受託評価業務の「品質評価」の認証が必要となるため、フラッシュライトには「光警報装置」という名称は使えません。

万が一の事故が起きないように、フラッシュライトによる代用は決して行わない様お願い申し上げます。

詳しくは、総務省消防庁のHPサイトでご確認ください。

・光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について（平成28年9月6日消防予第264号）

URL : http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2809/pdf/280906_yo264.pdf

・光警報装置の設置に係るガイドラインの運用について（平成29年8月24日消防予第268号）

URL : http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2908/pdf/290824_yo268.pdf

・（一社）日本火災報知機工業会のパンフレット

URL : <http://www.kaho.or.jp/user/eq/eq03.html>